「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令」について（概要）

2026 年６月
総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室

１．改正の趣旨

○　今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第 96 号）第６条による予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）の改正により、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（以下「標準化対象事務命令」という。）について、所要の条項の整理を行うものです。

２．意見公募手続の実施について

○　本件は、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第４項第８号に該当するため、意見公募手続は行いませんでした。

３．施行期日

○　本件は、令和８年６月１日に施行されることとなります。